

判定士だより

KANAGAWA
VOL-18 2011



「判定士だより」は、神奈川の判定士に緊急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が発行しています。

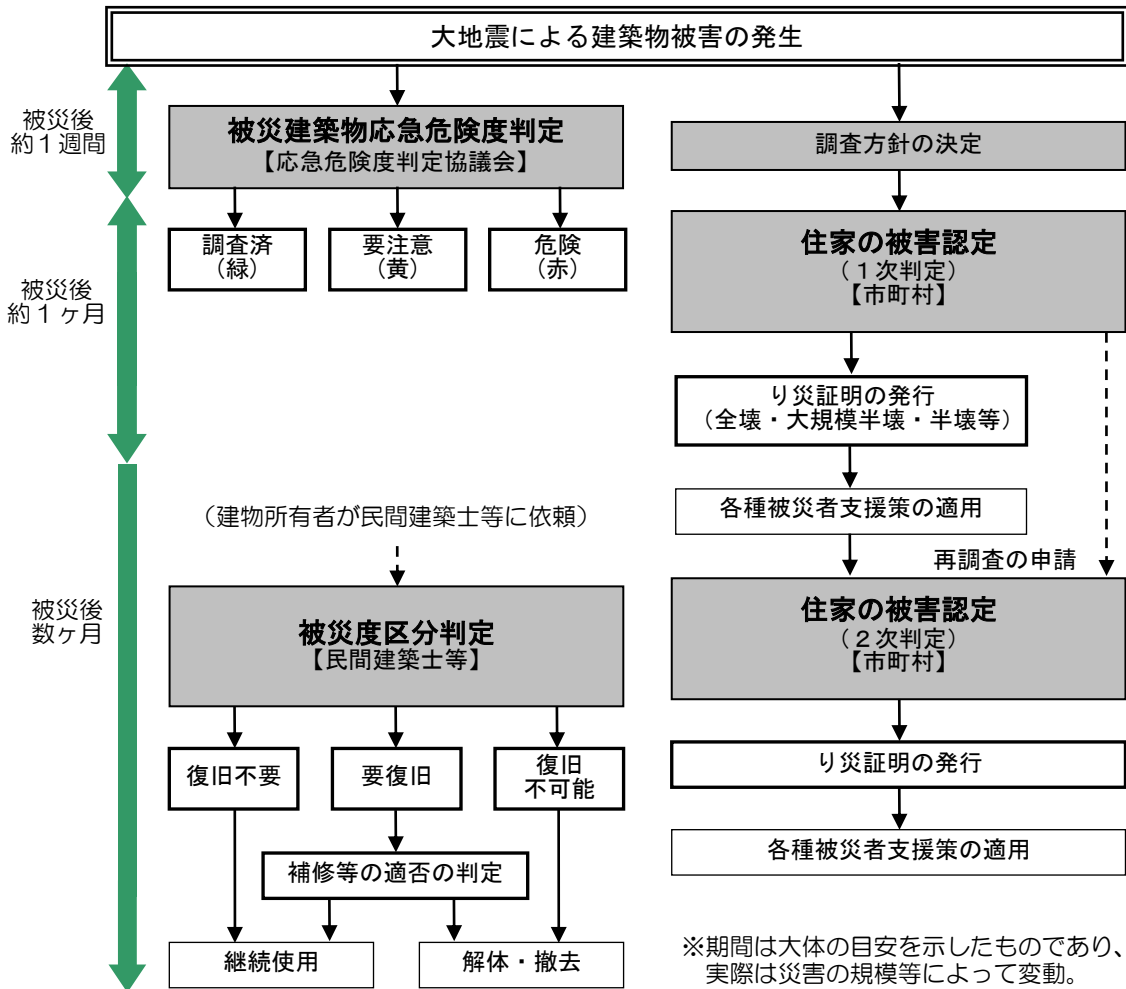
※判定士だよりからの抜粋

過去の判定士だよりについては、神奈川県建築物震後対策推進協議会HPで閲覧できます。

HP : <http://ka-singo.jp>

判定士の皆さんが行う応急危険度判定は、地震被災後初めに行う建築物判定です。その判定結果がその後に行われる判定にどのように関係してくるのかご存知でしょうか。そこで、応急危険度判定後に行われる2種類の被災建築物判定「住家の被害認定」と「被災度区分判定」について説明します。

建築物被害調査の流れ



建築物被害調査の比較

名称	被災建築物応急危険度判定	被災度区分判定	住家の被害認定
実施時期	地震直後～2週間程度	地震後3ヶ月～半年	地震後1ヶ月～数ヶ月
実施主体	市町村が実施(都道府県・応急危険度判定協議会が支援)	建物所有者	市町村
判定調査員	応急危険度判定士(行政又は民間建築士等)	民間建築士等	主に行政職員(「り災証明書」発行は行政職員のみ)
目的	余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧	住家に係る「り災証明書」の発行、資産的な被害程度を調査
運用基準等	神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱	被災度区分判定基準	災害の被害認定基準 災害に係る住家被害認定基準運用指針
判定内容	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出
判定区分	赤「危険」、黄「要注意」、青「調査済」	「要復旧」、「復旧不可能」等	「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知	判定結果を記載した「り災証明書」を被災者に発行

被災度区分判定

兵庫県南部地震では、建築物が公的資産により撤去されましたが、復旧可能な建築物も含まれていたため、地域の復興を阻害したとの指摘がありました。その反省を踏まえ応急危険度判定の次段階として、被災建築物の主に構造躯体に関する被災度の把握と、継続使用のための復旧の要否判定を目的とした「被災度区分判定」があります。

(1) 主な判定対象建築物

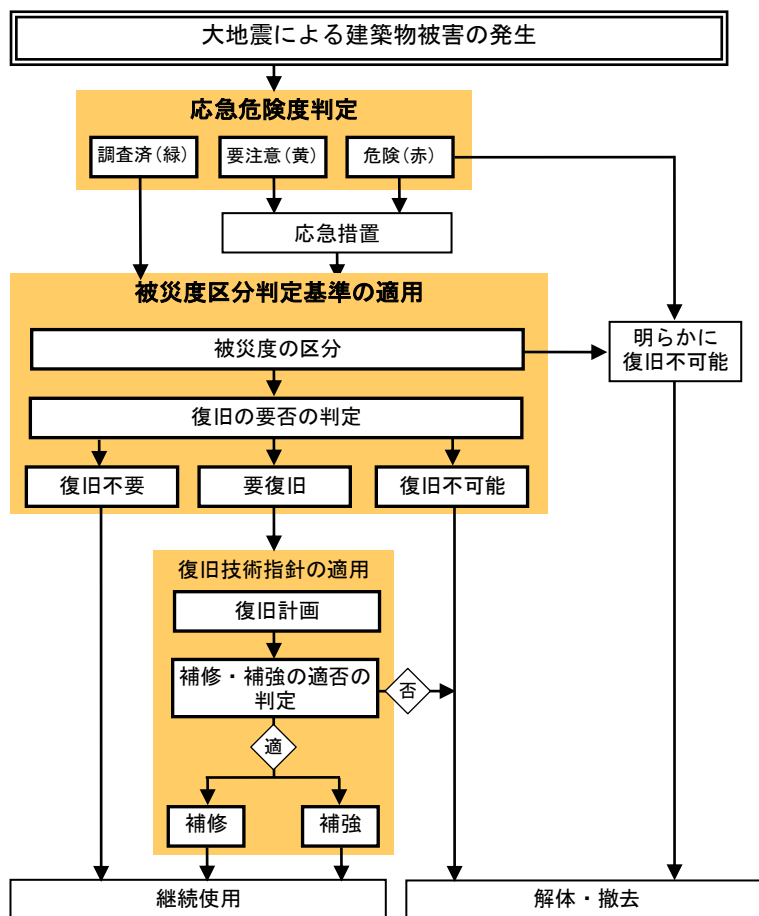
応急危険度判定は外観調査を主体とし地震直後に短時間で行われるため、後に時間をかけて被害調査を実施した場合、判定結果が異なることが考えられます。そのため、応急危険度判定により「危険」あるいは「要注意」と判定された建築物に限らず、「調査済み」と判定された建築物についても原則実施します。

(2) 判定実施者

被災度区分判定は、構造躯体に見られる損傷状況から被災建築物に残存する耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を判定するため、建築構造に関する専門知識が要求されます。そのため、原則として、所定の講習を受けた建築士事務所等の建築構造技術者（1級建築士、2級建築士及び木造建築士等）が判定を行います。

なお、応急危険度判定はボランティアで行うのに対し、被災度区分判定及び復旧計画の作成は、建築士事務所が被災者の依頼を受け、一定の費用を要します。

(3) 復旧手順



「被災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（財）日本建築防災協会より抜粋

住家の被害認定

余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害防止を目的とする「応急危険度判定」に対して、「住家の被害認定」は、災害時の被害状況の把握と、市町村が「り災証明」を発行する判断材料になります。「り災証明」は被害程度の証明であり、どのような被災者支援を受けられるかが決まります。

(1) り災証明書に基づく被災者支援策

通常、り災証明書を添付等要する支援策は次のとおりです。

なお、申請手続き、申請期限及び必要項目等がそれぞれ違います。

- 生活を再建するための支援金給付（被災者生活再建支援法）
- 生活立て直しに資するため災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する法律）
- 住宅の応急修理・応急仮設住宅の設置等（災害救助法）

(2) 住家の被害の程度と被害認定基準

住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分あります。被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が①又は②のいずれかによって行います。

		全壊	半壊	
			大規模半壊	その他
①損壊基準判定	住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

(3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、上記「②損害基準判定（経済的被害）」で判定する場合の具体的な調査方法や判定方法を示しています。

①適用範囲

【想定している住家被害】

- ◆ 地震力が作用することによる住家の損傷
- ◆ 地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷

②調査方法

第1次調査は、外観目視調査により行います。第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施し、原則、申請者の立会いを必要とし、内部立入調査を行います。

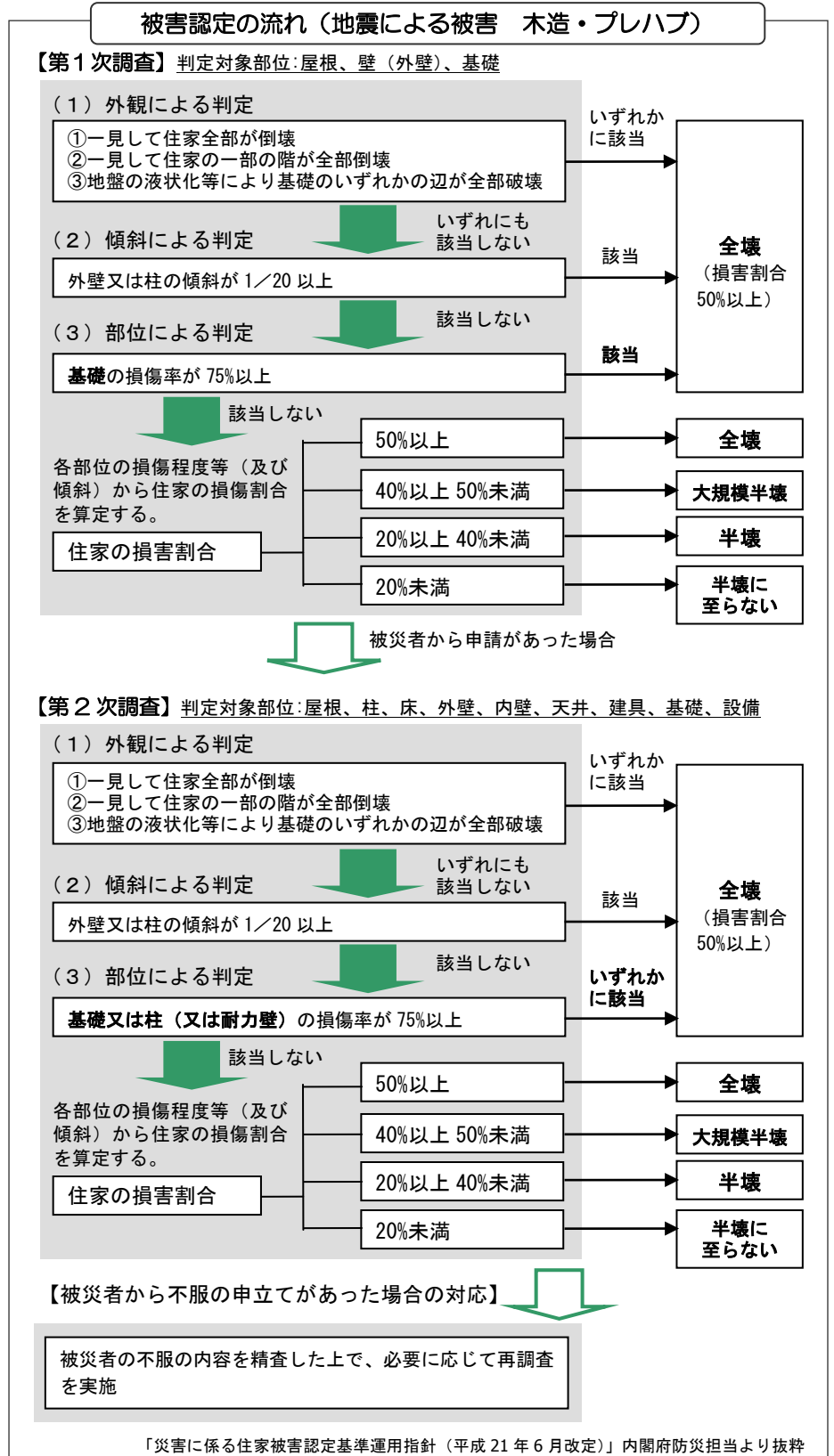
③応急危険度判定との関係

- ◆ 外観による判定をする際、応急危険度判定結果を参考として行う場合もあります。

応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより、「一見して危険」と判定
⇒被害認定「全壊」

- ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階
- イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜

- ◆ 市町村が被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度の判定結果を参考にします。



【出典・参考文献】 「被災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（財）日本建築防災協会
「災害に係る住家被害認定基準運用指針（平成21年6月改定）」内閣府防災担当
災害に係る住家の被害認定関係資料：内閣府防災情報ページ URL <http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>